# 「地域の農地を活かそう!新・みやざき農地利用の最適化運動」 推進要領

令和4年4月1日一般社団法人宮崎県農業会議

#### 1 趣旨

農業委員会は、平成28年4月の改正農業委員会法により「農地利用の最適化」への取組が明文化され、また令和元年5月の改正農地中間管理事業法により農地所有者等に対する意向把握や地域での話し合い活動への参加、「人・農地プラン」への関与などが求められた。

このため、宮崎県内の農業委員会組織の統一的な運動として、令和元年度から令和 3年度までを期間とする「みやざき農地利用の最適化運動」を掲げ、地域の将来の「農 地利用の最適化」に向けた各種取組が展開されてきたところである。

このような中、令和4年2月、農水省は「農業委員会による最適化活動の推進等について(経営局長通知及び農地政策課長通知。以下「農水省ガイドライン」という。)」を発出し、農業委員会に対し最適化活動の成果目標及び活動目標の設定や活動の記録、目標に対する点検・評価、そしてこれらに関し公表することなど具体的かつきめ細やかな活動を求めたところである。

また、令和3年5月に公表した「人・農地など関連施策の見直し」に基づき、令和4年3月には「農業経営基盤強化促進法」や「農山漁村の活性化法」などの改正案を国会に上程し、地域の目指す将来の具体的な農地利用の姿を示す目標地図を含めた「地域計画(旧人・農地プラン)」の法定化や「農地中間管理事業(以下「農地バンク事業」という。)」の運用の見直し、粗放的な農地利用による地域活性化(以下「活性化計画」という。)など農業委員会の活動に大きく関わりのある様々な施策を打ち出すこととしており、農業担い手の急速な減少や高齢化、遊休農地の増加など人・農地に関する課題が山積する中、農業委員会の役割・責務はますます大きなものになるものと予想される。

そこで、農業委員会組織に課せられた農地利用の最適化の活動をより計画的かつ効果的に実施し地域の農業・農村の振興を図るため、「地域の農地を活かそう!新・みやざき農地利用の最適化運動」を定め、県内農業委員会組織の統一の活動を展開することとする。

## 2 運動の内容

- (1) 守るべき農地の明確化と農地利用の最適化を図り地域の農地を活かすため、農業者等の意向把握や農地利用状況調査等を着実に推進するとともに、農地の見守りや農業者等への声かけなど日々の活動を積極的に取り組む。
- (2) 地域の話し合い活動や目標地図を含む地域計画等の作成に積極的に寄与する。
- (3) 地域計画等による農地の集積・集約化の実現化を図るため、担い手等とのマッチング活動を行うとともに、農地バンク事業の積極的な活用を図る。

- (4) 農地利用の最適化に関わる成果目標と活動目標(以下「最適化活動の目標」という。)を年度当初に設定し、それに基づく活動を行うとともに、成果及び活動状況について年度中及び年度末に点検・評価を行い、その後の活動へ繋ぐものとする。
- (5) 農業委員会組織の活動の見える化を図るとともに、農業者等への情報提供や関係機関との連携を強化する。

### 3 運動の期間

令和4年度から令和6年度とする。

なお、大きな情勢の変化が生じた場合は、期間中においても運動の内容を見直す。

#### 4 運動の具体的な取組内容

## (1) 農業委員会

#### ① 事務局

ア 農水省ガイドラインを基本に最適化活動の目標を設定する。設定にあたっては、地域の状況や農地利用最適化推進委員及び農業委員(以下、「推進委員等」という。)の意見等を踏まえ、市町村農政部局やJA等関係機関と十分な調整を行う。

また、活動強化月間(3か月以上)について、地域の状況等に応じた重点かつ集中的な活動内容を設定し、農業委員会の統一的な取組として展開する。

イ 最適化活動の目標に対する成果及び活動状況について、年度中及び年度末の 総会等にて点検・評価し、必要に応じ、推進委員等に対し助言や支援、活動内 容の見直しを行う。

また、推進委員等による最適化活動の記録簿の毎月の作成状況を確認し、必要に応じ、助言や支援を行う。

- ウ 市町村等による地域計画や活性化計画の作成については、農業者や農地中間 管理機構(以下「農地バンク」という。)、農業協同組合、土地改良区等との 協議の場に積極的に参加する。
- エ 地域計画における目標地図の素案の作成については、推進委員等の意向把握 や話し合い活動などを十分に踏まえ、地域計画のたたき台として作成する。
- オ 推進委員等に対し、農地利用の集積に関する研修会(タブレット操作研修含む)や報告会等を総会後などに実施するほか、農業会議等が開催する各種研修会について積極的な参加を促す。
- カ 農地の賃借権等の設定にあたっては、農地バンクとの連携を徹底し農地バンク事業の積極的な活用を図る。
- キ 農地利用の最適化の推進に関し、推進委員等はもちろんのこと市町村や県、 農地バンクなど関係機関との情報共有化など緊密な連携を図る。
- ク 農業委員会サポートシステム(旧農地情報公開システム)の利用促進と農地 台帳データの更新を図る。
- ケ 農業委員会だよりや市町村広報、ホームページなどを活用し、推進委員等を はじめ農業委員会の活動の見える化を図る。

## ② 推進委員等

- ア 農業者等の意向把握や地域の話し合い活動への参加をはじめ日々の農地の見 回り活動や農業者等への声かけなど最適化活動の目標の達成に向け積極的に取 り組む。
- イ 上記アの活動内容について、事務局が指定する記録簿への記載を徹底し、農 水省ガイドラインに基づき事務局へ提出する。
- ウ 農地の出し手や受け手の意向情報などを事務局等へ報告・提供するととも に、これらの情報をデータベース化するタブレット(導入する農業委員会)を 積極的に活用する。
- エ 農地制度に係る各種制度・施策について、研修会等を通じ把握し、農業者等 への情報提供に努める。

## (2) 農業会議

- ア 農業委員会から報告された最適化活動の目標について、内容を確認し、必要 に応じ、農業委員会に対し助言を行う。
- イ 農業委員会による成果及び活動状況等について、意見交換や巡回活動等により把握するとともに、必要に応じ、農地利用の最適化に関する各種情報や県内外の優良事例等の提供など行い農業委員会の活動を支援する。
- ウ 事務局職員や推進委員等の制度・施策の知識の向上と活動の強化を図るため、各種研修会等を実施する。

また、農業委員会等の要請に応じ、講師派遣や資料の提供などを行う。

- エ 農業委員会の計画的かつ効果的な活動に資するため、県や農地バンクなど関係機関との情報共有化など連携強化を図る。
- オ 宮崎県農業会議ホームページをリニュアルし、農地利用の最適化に関する情報等の提供や相談窓口の設置など農業委員会の活動を支援する。